

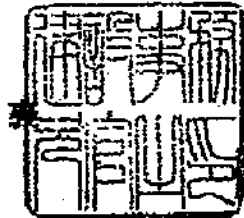
覚 書

環 水 管第48号  
環 自 企第84号  
建設省河政発第16号  
平成9年2月28日

環境事務次官 大西 孝



建設事務次官 伴



環境庁と建設省は、河川法の一部を改正する法律案の閣議決定に際し、下記のとおり確認する。

記

1. 環境庁と建設省は、今後、相互に連携し、協力しながら、環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、水環境の保全に向けた取組を進めていくものとする。
2. 建設大臣が、改正後の河川法（以下「改正法」という。）第16条の規定に基づき河川整備基本方針を定め、又は変更するにあたっては、あらかじめ環境庁長官と協議しなければならないこと。
3. 環境庁長官が、環境の保全を図るため必要があると認めるときで、建設大臣に改正法第16条に規定する河川整備基本方針の変更を検討するよう意見を述べた場合には、真摯に対応すること。

4. 建設省は、改正法第16条の2の規定に基づき河川整備計画を定め、又は変更するにあたっては、あらかじめ環境庁長官と協議しなければならないこと。

5. 環境庁長官が、環境の保全を図るため必要があると認めるときで、建設大臣に改正法第16条の2に規定する河川整備計画の変更を検討するよう意見を述べた場合には、真筆に対応すること。

